

(いっしょに)

Insieme !

Guida all' Integrazione scolastica:
"Gli Accordi di Programma"

統合教育ガイド「プログラム協定」



G.L.I.P. - Provveditorato agli Studi di Bologna

県団体合同作業グループ - ボローニャ県教育委員会

Insieme! (いっしょに)

統合教育ガイド「プログラム協定」

—アレッサンドロ・アンコーナ氏の思い出に、尊敬と友情をこめて

県団体合同作業グループ（1992年法律第104号により規定）の監修によるこの「手引き書」の刊行は、ハンディキャップのある生徒の統合教育実施における、法令・措置・指導行程の基準点についてわかりやすい最新・簡潔なガイドを提供するものである。

若者一人一人のもつ可能性と困難に対応し、最善の形で学校・社会への統合を保障するというデリケートな任務を担う公教育関連機関が、その代表者を通じてプログラム協定に署名をしてから間もなく、この補助資料の発行が提案された。

この補助資料は、障害問題に直接関わり、総合的な人格発達・学習理解・情緒や社会的人間関係という面で、各生徒が最良の成果を達成できるように従事しているすべての人に向けられている。

計画的な協調合意に基づき、厳密かつ盛んな情熱的貢献の中、多様な資源・能力・専門性の協力が行われ、なおかつ必要とされているこうした状況において、今後は、伝統豊かで常に険しい目標へと立ち向かっていくボローニャの学校の新たなチャレンジが実り深いものになるようにと祈らずにはいられない。

教育長 ジョルジョ・テンペリッリ

目次

| | | | |
|----------------------|----|----------------|----|
| ガイドの紹介 | 3 | 保育所・幼稚園 | 19 |
| 用語についての説明 | 5 | 小学校 | 21 |
| ハンディキャップのある人のための法的基盤 | 6 | 中学校 | 22 |
| 作業グループ | 9 | 高等学校 | 23 |
| ハンディキャップ証明 | 12 | 補助・サービスの主要管轄機関 | 23 |
| 保健行政区 | 13 | 特殊化した評価 | 25 |
| 機能診断 | 15 | 職場での便宜的措置 | 26 |
| 動態 - 機能プロフィール | 15 | 進路指導とプロジェクト | 27 |
| 個別教育計画 | 17 | ボランティア協会・団体 | 28 |
| 統合教育のための職員 | 18 | | |

県団体合同作業グループ — ボローニャ県教育委員会

この統合教育ガイドは…

…1992年2月5日法律第104号「ハンディキャップ者の援助、社会的統合及び諸権利に関する基本法」の第13条に関し、ボローニャ県のプログラム協定について学び、利用するためのガイドである。

行政・技術・財政的にそれぞれ異なる権限を有する公・民含めた複数の主体者の統合かつ協調的な活動により実現するプログラム協定は、措置プログラムの組織及び学校における実施を可能とする。

かかる協定は、しかるべき資金投入により支えられる措置プログラムの、県ベースの定義及び実施について表すものである。その実施には、地域保健事業体 (A. U. S. L.)、市町村、県、教育委員会の協調・統合的活動が必要となる。

1992年法律第104号第2条、第5条第3項、第13条の規定に基づいて、幼児教育・義務教育・後期中等教育（高等学校）・職業訓練の教育機関における統合教育実現に関する市町村及び県のプログラム協定が決定される。

1992年法律第104号及びプログラム協定（書式を含む）については、各学校の校長室にて閲覧することができる。

なお、以下のインターネットサイトでも参照可能^{*1}。

<http://marconi.bo.cnr.it/provvbo/glip.htm>

誰のためのガイド？

ガイドの対象読者は、学校という大きなコミュニティに参加している私たちすべて。それぞれの専門をもって、連帯的かつ融合した社会の構築を目指している人々すべてである。

同時に、ハンディキャップを直接体験して生活している人、そうしたハンディキャップ者の状況を日常的に共有している人のためにある。また、そうした状況について知らない人や、自分には関係ないと思っている人に特に読んでほしいガイドでもある。

なぜ、ガイドなのか？

善き法律に表されているわが国の文明社会像を、皆でいっしょに、日常的な活動のうちに表現できるようにするため。法律自体、もちろん未だ改善の余地はあるが、まずは現法文が現実となるように私たちが日々努力をしていく必要がある。

これは、ただ読むだけのガイドではなく、連絡先の名称や住所、統合行程の期限日程を

*1（訳注）現在、このアドレスにはアクセスできない模様。

書き込む手帳としても利用することができるようになっている。

監修 県団体合同作業グループ

用語についての説明

ここでは、世界保健機構による定義を掲載しておく。

機能障害

心理的・生理的・解剖的な構造又は機能の一時的又は恒久的な喪失や異常を指す。病理的状态の顕在化であり、主に、器官レベルで障害を反映する。

能力障害

機能障害の結果として、正常とみなされる方法及び範囲にて活動する能力にみられるあらゆる制限や欠如を指す。一時的又は恒久的、可逆性又は不可逆性、進行性又は退行性の特徴を持つ。機能障害の客観化、又はそれが人間レベルで障害を反映する。

ハンディキャップ（社会的不利）

かつては、（年齢・性別・社会文化的条件に基づいて）ある人間が行うことが正常とみなされる役割の遂行を制限・阻害するような機能障害あるいは能力障害の結果としてその人間が経験することになる不利な状況を指した。今日では、ハンディキャップは、個人の能力や状態と、その個人及び所属する特定の集団が期待する能力や状態との間にある食い違いに特徴づけられる。したがって、ハンディキャップは、機能障害や能力障害の社会化であり、個人の機能障害や能力障害の存在に起因する文化・社会・経済・環境的な結果を反映するものである。

ボローニャ県の公立学校の全生徒数とハンディキャップのある生徒数の学校等級・年度別対比データ
(人)

| 年度／学校の等級 | 1991-92 | 1992-93 | 1993-94 | 1994-95 | 1995-96 | 1996-97 |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 幼稚園 | 5,316 60 | 5,536 65 | 6,144 66 | 6,592 62 | 6,682 85 | 7,082 75 |
| 小学校 | 27,207 424 | 26,883 465 | 26,556 453 | 26,593 496 | 26,804 523 | 27,239 563 |
| 中学校 | 20,164 429 | 18,569 415 | 17,763 434 | 17,699 467 | 17,607 450 | 17,364 474 |
| 高等学校 | 29,606 72 | 28,430 85 | 26,929 130 | 25,761 163 | 24,690 206 | 24,158 223 |

ハンディキャップのある人のための法的基盤

「すべての市民は、等しく社会的尊厳を有し、法律の前に平等であり、性別、人種、言語、宗教、政治的意見、個人的・社会的条件による差別をうけない」（1948年イタリア共和国憲法第3条）

「…障害者及び社会的不利のある者は、教育及び職業訓練を受ける権利を有する」（1948年イタリア共和国憲法第38条）

「自立に支障があり、義務教育又は国の出資による職業訓練を受ける障害市民^{*1}については、次に掲げる事項が保障される。

- a) 自宅から学校又は訓練所まで往復の無料の移動。
- b) 学校生活の障害となる建築物障壁を克服及び除去するために適切な方策措置をとり、通学可能にすること。
- c) 学校時間中における重度障害者の補助。」

義務教育は、公立校の普通学級で行われるものとし…(中略)…また、障害市民は高等学校及び大学へ行くことについて便宜を受ける(*)…」（1971年3月30日法律第118号第28条より）。

(*＝1987年6月3日憲法裁判所判決第215号では、前述の条項の部分は違憲であると宣言し、法文が「便宜を受ける」となっている当該部分を「保障される」とするよう定めた。)

「州は、前述の条項に規定する目的と方針に従い、自らの法律をもって…(中略)…

- d) 障害者が職業的資格を取得すること及び職業訓練を受ける権利を保障するために必要となる措置」について規定する。(1978年12月21日法律第485号第4条より)

「障害者及び囚人のために、職業訓練を受ける権利行使に適切な措置を講ずる」（1979年7月24日州法第19号第11条より）

「イタリア共和国は、以下のことを行うものとする。

- a) ハンディキャップ者の人間としての尊厳、自由と自立の権利の完全な尊重を保障し、家庭、学校、職場及び社会への完全な統合を推進する。
- b) 人間として当然の発達、最大限の自立性への到達、及び集団社会へのハンディキャップ者の参加を阻害する無効な状況を予防かつ除去し…（1992年2月5日法律第104号第1条より）

*1 (訳注) *mutilati e invalidi civili* = 通常の就労・就学が不可能な市民である障害者を指し、基本的に傷痍軍人・労災障害者はその範疇に含まれない。本稿の訳では他の単語と区別するため「障害市民」とした。

- 1) 幼稚園のコース及びすべての等級における学校の通常学級において、ハンディキャップ者が教育・指導を受ける権利を保障する。
- 2) 統合教育は、学習・コミュニケーション・対人関係・社会化における障害者の可能性を伸ばしていくことを目指す。
- 3) ハンディキャップに関連する能力障害を原因とする学習困難やその他の困難によって、教育・指導を受ける権利の行使が阻まれることがあってはならない

(1994年4月16日委任立法第297号第314条、全等級の学校教育分野の現行規程全法典集より)

「いかなる人間も唯一の存在であり、それぞれ異なる幅の素質及び願望を呈する。障害の存在又は出現は個人とそれに近い人の人生を混乱させる。しかしながら、障害が、個人の特質や願望を損なうのではなく、その全面的な実現の可能性を傷つけるのである。人生のあらゆる時点で出現しうる障害を誰も避けることはできない。障害は一様ではないため、障害のある人間の要求と、それに近い人間の要求も大きく違い、同様に、集団社会がそうした要求に応える能力も多様である。その結果、個々の市民が集団社会への独自の参加形態を選択する可能性を、社会は認識する必要があるのである」(1992年4月9日欧州評議会閣僚委員会により採択された勧告R(92)6より)

その他の法的根拠

- ・ 1994年4月16日委任立法第297号「学校全法典集」
- ・ 1971年3月30日法律第118号から「障害市民のための規定」の第2・27・28条の削除部分
- ・ 1977年6月4日法律第517号から「生徒の評価、追試験の廃止、その他の教育基本法改正事項」の第2～7条の削除部分
- ・ 1979年7月28日教育省通達第199号「ハンディキャップをもつ生徒のための支援の特別形態」
- ・ 1982年5月20日法律第270号「職員採用規則の見直し」(ハンディキャップ児のいる幼稚園コース、県名簿登録の教員定員、障害のある生徒4人につき支援教師1人の比率の規定、支援教師の各学級週6時間配置制限の廃止)
- ・ 1983年9月22日教育省通達第258号「ハンディキャップをもつ生徒の統合教育に関する学校・地方自治体・地域保健事業体間の合意方針」
- ・ 1985年2月12日共和国大統領令第104号「小学校の新学習プログラム」について(家族、学校、地域医療機関及び専門機関との協力による、ハンディキャップのある生徒の学習の目標、教育プロセス及び評価基準)
- ・ 1985年9月3日教育省通達第250号「ハンディキャップをもつ生徒のための支援活動」
- ・ 1988年1月4日教育省通達第1号「ハンディキャップをもつ生徒のための統合過程における教育的継続性」(幼稚園・小学校・中学校間の移行時の作業方法についての規定)
- ・ 1988年9月12日教育省通達第262号「1987年6月3日憲法裁判所判決第215号の実施として、

ハンディキャップをもつ生徒の高等学校進学について」

- ・ 1990年6月5日法律第148号「小学校の組織改革」（ハンディキャップのある生徒のいる学級の構成員数の定義、ハンディキャップのある生徒4人に対し支援教師1人の割合に関する特例、支援教師の役割と機能、困難な状況にある生徒の学校参加・統合の支援及び地域の専門家・医療サービスとの相互協力を行う教師の最大24時間の配置）
- ・ 1992年7月9日教育省令「1992年2月5日法律第104号『ハンディキャップ者の権利に関する基本法』第13条の施行令。ハンディキャップのある生徒の統合教育に関し、教育委員会・地方自治体・地域保健事業体間のプログラム協定の締結の基準について」
- ・ 1992年12月19日教育省告示第359号から「初等教育及び前期・後期中等教育の公立・私立校における成績判定会及び試験の実施規定」の削除部分
- ・ 1994年2月24日共和国大統領令「ハンディキャップをもつ生徒に関して地域保健事業体の任務の方針及び調整」

作業グループ

統合教育政策の適用は、我々全員に委ねられている。法律は、特定の管轄を有する次のような作業グループの組成について規定している。

| グループ | 代表者及びメンバー |
|--|---|
| オペレーティンググループ (ハンディキャップのある生徒各人につき) | 校長（代表）、教科担当教師、支援教師、地域保健事業体の生徒担当の専門家、地方公共団体の教育補助員及び(又は)技術員、生徒の家族 |
| 場所＝各学校 | |
| 教育行政区 ^{*1} 又は学校の作業グループ | 校長（代表）、地域保健事業体の代表者1名、支援教師1名を含む教員2名、生徒代表1名(高等学校のみ)、ハンディキャップのある生徒の両親代表1人(又は委任者)、教育行政区協議会又は学校協議会から選出された保護者1人、以上のほか、地方公共団体の代表1人が参加可能。 |
| 場所＝各教育行政区又は学校 | |
| ハンディキャップのある生徒の統合教育の県作業グループ(G. H. L.) | 監督官、校長、専門教員 |
| 場所＝ボローニャ教育委員会 統合教育課 via d・Castagnoli, 1 - 40126 Bologna (ボローニャ市) tel. 051-6437761 / 6437759 - fax 051-230479 | |
| 県協定のオペレーティンググループ | 教育委員会代表、県自治体代表、地域保健事業体代表、署名者市町村の各々の代表、協会団体のコーディネート協力 |
| 場所＝ボローニャ教育委員会 via d・Castagnoli, 1 - 40126 Bologna (ボローニャ市) tel. 051-6437761 / 6437759 - fax 051-230479 | |
| 県団体合同作業グループ(G. L. I. P.) | 教育長から任命された監督官、学校からの専門家1名、地方公共団体からの専門家2名、地域保健事業体からの専門家2名、障害者団体からの専門家3名 |
| 場所＝ボローニャ教育委員会 via d・Castagnoli, 1 - 40126 Bologna (ボローニャ市) tel. 051-232301 / 6437711 | |
| 監督組織 | 県知事、政府監督官、教育長、ボローニャ市代表1名、大都市圏市の代表1名、地域保健事業体代表1名 |
| 場所＝ボローニャ県庁舎 via zamboni 13 - 40126, Bologna tel. 051-218111 | |

*1 (訳注) *circolo didattico* = 小学校では、校長は1校1人の配置ではなく、1人の校長がチルコロ(circolo)という単位で呼ばれる同一の教育行政区内の学校の校長を兼務する形をとる。例えばボローニャ市第13教育行政区には、それぞれプレッソ(plezzo)という単位で呼ばれる4小学校及び1幼稚園があり、1人の校長がこれらを管轄する。学校協議会、教員会議などは、基本的にこの教育行政区単位で行われる。

オペレーティンググループ

1983年教育省令第258号の規定に基づき、ハンディキャップのある生徒一人一人につき、複数の専門家によるオペレーティンググループが合議制で運営される。

かかるグループは、校長、生徒を担当する教員（教科担当教師及び支援教師）、当該ケース担当の地域保健事業体の専門家、地方公共団体の教育補助員及び(又は)技術員により構成される。

グループは、学校長の召集により少なくとも年に3回、合意日程に従って事前に設定された日時に集會し（変更については、グループ内で調整可能）、動態・機能プロフィール(PDF)及び個別教育計画(PEP)の作成・更新・検証を行う。生徒の家族は、動態・機能プロフィール及び個別教育計画の定義及び検証に参加する。

教育行政区・教育機関の作業グループ

1992年法律第104号第15条第2項の規定により、統合教育推進のために各学校単位により実施されるプロジェクト及び活動を助成・調整する任務をもって、各教育行政区又は教育機関に勉強・作業グループが構成される。

かかるグループは、校長が議長を務め、次のメンバーにより構成される。地域保健事業体の代表者（ボローニャプログラム協定第19条の規定により、高等学校の場合は、管轄区を超えた単位の代表者）1名、専門資格を有する教師1人を含む教員代表2名、生徒代表1名（高等学校の場合）、ハンディキャップのある生徒の両親らにより指名された代表1人（障害者協会の代表者でも可とする）、教育行政区又は教育機関の協議会にて選出された両親代表1人。必要とみなされた場合につき、地方公共団体の代表者1人が参加することができる。当該グループは、少なくとも年3回集會する。

ハンディキャップのある生徒の統合教育のための県作業グループ (G. H. L.)

ハンディキャップのある生徒の統合を目的とする県内作業グループは、統合教育及び教師の研修に関する案件について、教育長の諮問機能を果たす。特に、ハンディキャップのある生徒のデータを収集・保管・更新し、生徒の家族及び学校関係者へ助言を提供する。また、統合教育関連の情報について学校での活動、支援教師の1：4の比率の特例的配置数の提案、ハンディキャップのある生徒の統合のための教育省予算割当てに関する提案、学校職員用に養成・研修活動の推進を行う。グループは、教育省の監督官、全等級の学校の学校長及び専門教員により構成される。

県協定オペレーティンググループ・地域保健事業体間グループ

当該グループは、プログラム協定の署名者である教育委員会・県・地域保健事業体・市町村のそれぞれの代表者により構成され、義務教育学校から高等学校、美術学校又は職業訓練学校への進学に関して、協会・団体との協力のもと、「チャンス・マップ(Mappa delle opportunità)」を作成する。これは教育・訓練の機会に関する情報をネットワーク上に公開するもので、すべての機関に広められ、市民の直接利用も可能とする。資源及び需要に関して運営活動を決定し、教育・訓練の経路を学校移行・職場参加の措置へと関連づける。かかる目標の実現に向け、4つの地域保健事業体が、若年障害者の学校・職業訓練参加の

ための管轄区を超えた単位を形成し、この地域保健事業体間グループ (Gruppo Inter-AUSL, 所在地=via della Grada 2/2 - 40122 Bologna・ボローニャ保健事業体Grada総合診療所内 tel.051/525611) を通じて、措置のモニタリングの実施、教育・訓練のニーズの検出、職業訓練プロジェクトについての意見表明、及び多様な形態の各プロジェクトへ参加させる若者の推薦を行う。

県団体合同作業グループ (GLIP)

県の教育事務所 (教育委員会) 内に、作業グループが設立される。構成されるメンバーは次に掲げるとおり。教育長により任命された監督官1人、学校関係専門家1人、地方自治体により任命された専門家2人、地域保健事業体の専門家2人、障害者協会により任命された専門家3人。作業グループの存続期間は3年。県団体合同作業グループは、**教育長への助言及び提案並びに個々の学校への助言を行い、プログラム協定の締結及びその実施の検証、個別教育計画の設定及び実施、学習困難にある生徒の統合に関するその他のあらゆる活動のために、地方自治体及び地域保健事業体と協力するという任務を担う。**

監督組織

県知事を議長に、次に掲げるメンバーにより構成される。政府監督官、教育長、ボローニャ市の代表1人、大都市圏市 (Area Metropolitana) の代表1人、地域保健事業体の代表1人。**プログラムの実施について監督、また、代用措置がある場合はその監督業務も行う。**

生徒の家族だけが、統合教育のプロセスを開始することができる。かかるプロセスは、一連の行為により構成されているが、プロセスの開始にかかわる主体は次に掲げるとおり。

| 書類 | 責任者 | 管轄 | 期間 |
|---------------|---------|-----------------------|-------------|
| ハンディキャップ証明 | 家族又は後見人 | 地域保健事業体 | 入学登録前 |
| 機能診断 | 地域保健事業体 | 地域保健事業体 | 入学登録から45日以内 |
| 動態 - 機能プロフィール | 校長 | 地域保健事業体 学校 家族ほか | 11月15日までに決定 |

ハンディキャップ証明

家族又は後見人による要請のもと、地域保健事業体の管轄部署より発行される書類。

証明書は生徒の家族へ発行され、家族はそれを入学登録時に学校へ提出する。

民間の専門家により作成されたハンディキャップ証明は、いかなる場合も、管轄の地域保健事業体により、規定手続きに従い有効化される必要がある。

学校在籍中に学習及び対人関係において重度の困難を呈する生徒については、**学校保健医又は地域の小児科医に相談する必要の有無について、学校長が家族と協議することとし、当該専門家が所管の機関の医学・心理学専門家に診せる必要性について判断する。**

保健行政区

障害の証明については、ボローニャ県の次の地域保健事業体小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部へ問い合わせること。

| | | |
|--------------------------------------|---|--------------------|
| ボローニャ市 管轄区 Savena及びS. Stefano地区 | 総合診療所 Strada Maggiore Strada Maggiore 35 - 40125 | tel 051-6457411 |
| ボローニャ市 管轄区 S. Donato及びS. Vitale地区 | 総合診療所 Zanolini Via Zanolini 2 - 40126 | tel 051-251398 |
| ボローニャ市 管轄区 Navile地区 | 総合診療所 Lame Via Marco Polo 53 - 40131 | tel 051-6346766 |
| ボローニャ市 管轄区 Porto及びSarragozza地区 | 総合診療所 Grada Via della Grada 2/2 - 40122 | tel 051-525611 |
| ボローニャ市 管轄区 Borgo P. 及びReno地区 | 総合診療所 Borgo Via E. Lepido 181 - 40132 | tel 051-6419711 |

| | | |
|--|---|---|
| 北ボローニャ 管轄区 San Giovanni in Persiceto市 | 救急診療所 S. Giovanni in P. Via IV Novembre 10 - 40017 | 051-6813208 月:12-13.30 金:12-16.30 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giovanni in Persiceto市 | 救急診療所 Crevalcore Viale della Libert• 171 - 40014 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giovanni in Persiceto市 | 救急診療所 Sant'Agata Via Circondario est 21 - 40019 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giovanni in Persiceto市 | 救急診療所 Sala B. - Padulle P. zza Marconi 9 40010 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giorgio di Piano市 | 救急診療所 San Giorgio di Piano Via Fariselli 4 - 40016 | 051-4192416 月:17-19 火: 12-15 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giorgio di Piano市 | 救急診療所 Baricella Via Europa 15 - 40052 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giorgio di Piano市 | 救急診療所 Castel Maggiore P. zza Due Agosto 1982 - 40013 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giorgio di Piano市 | 救急診療所 Granarolo Emilia Via San Donato 116 - 40057 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giorgio di Piano市 | 救急診療所 Pieve di Cento Via Galluppi 22 - 40066 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 San Giorgio di Piano市 | 救急診療所 San Pietro in Casale Via Asia 1 - 40018 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 Budrio市 | 救急診療所 Budrio Via Partengo 14 - 40054 | 051-809833 火: 11-13 木:3.30-15.30 |

| | | |
|-----------------------|---|----|
| 北ボローニャ 管轄区 Budrio市 | 救急診療所 Castenaso P. zza R. Bassi 2 - 40055 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 Budrio市 | 救急診療所 Medicina Via Saffi 1 - 40059 | 同上 |
| 北ボローニャ 管轄区 Budrio市 | 救急診療所 Molinella Via Circonvalazione 47 - 40062 | 同上 |

| | | |
|------------------------------------|---|----------------------|
| 南ボローニャ 管轄区 Casalecchio di Reno市 | 総合診療所 Casalecchio di R. Via Canonica 20 - 40033 | 051-596782 596789 |
| 南ボローニャ 管轄区 Casalecchio di Reno市 | 総合診療所 Sasso Marconi Via Porrettana 216 - 40037 | 051-841954 |
| 南ボローニャ 管轄区 Casalecchio di Reno市 | 総合診療所 Zola Predosa Via Braschi 16 -40069 | 051-596902 |
| 南ボローニャ 管轄区 Casalecchio di Reno市 | 総合診療所 Bazzano Viale dei Martiri 10/a - 40053 | 051-838811 831218 |
| 南ボローニャ 管轄区 Casalecchio di Reno市 | 総合診療所 Anzola dell'Emilia Via XXV aprile 29/a - 40011 | 051-734884 |
| 南ボローニャ 管轄区 Casalecchio di Reno市 | 総合診療所 Calderara di Reno Via Turati 4 - 40012 | 051-722653 |

| | | |
|--------------------------------------|--|------------------------|
| 南ボローニャ 管轄区 San Lazzaro di Savena市 | 救急診療所 San Lazzaro di S. Via Repubblica 11 - 40068 | 051-6224308 6224111 |
| 南ボローニャ 管轄区 San Lazzaro di Savena市 | 救急診療所 Ozzano dell'Emilia Via A. Moro 4 - 40064 | 051-7960000 |
| 南ボローニャ 管轄区 San Lazzaro di Savena市 | 救急診療所 Pianoro Via Risorgimento 8 - 40065 | 051-776654 |

| | | |
|-------------------------------|--|---------------------|
| 南ボローニャ 管轄区 Porretta Terme市 | 救急診療所 Porretta Terme c/o Osp. le Civ. "Costa" 5° p. - 40046 | 0534-20770 20913 |
| 南ボローニャ 管轄区 Porretta Terme市 | 救急診療所 Vergato Via Nazionale 44 - 40038 | 051-911032 |
| 南ボローニャ 管轄区 Porretta Terme市 | 救急診療所 Vado Via Palmieri 12 | 051-6779118 |
| 南ボローニャ 管轄区 Porretta Terme市 | 救急診療所 Castiglione dei P. Via Bolognese - Borgo S. Giovanni | 0534-91377 |

| | | |
|------------------|--|-----------------------|
| イモラ管轄区 Imola市 | 女性幼児保健衛生課 Via Amendola 8 - 40026 | 0542-6041 |
| イモラ管轄区 Imola市 | Castel S. Pietro Via Scania 11 - 40024 | 051-943486 月水:9-12 |
| イモラ管轄区 Imola市 | Borgo Tossignano Viale Torino 2 - 40121 | 0542-91411 |

機能診断 (DF)

機能診断は、生徒の身体・精神状態の機能の問題点の描写で構成され、**生徒の発達における適性能力・可能性・困難**について概略する。

その作成には所定のDF書式を使用し、**地域保健事業体の管轄部署が準備するものとする**。必要な場合は**更新**され、通常は当事者である生徒が学校の等級を移行する都度新たに作成される。

新規のハンディキャップ認定の場合、地域保健事業体は、入学登録期限から45日以内に、当該書類を作成しなければならない。

動態 - 機能プロフィール (PDF)

動態 - 機能プロフィール^{*1}では、生徒の適性能力の特定と、生徒自身の個性の機能的及び重要ポイントの指摘の間に、適正バランスを追求することを目指す。

地域保健事業体担当者及び学校側関係者ととも、生徒の家族と協力の上、次に掲げる事項の義務を負う。

- ・ PDF書式を利用して、**動態 - 機能プロフィールを作成する。**
- ・ 対象となる生徒のために最適な指導プロジェクトを策定するため、**データや情報を検証する。**
- ・ **更新は、必要とみなされる都度行うほか、幼稚園・小学校・中学校の終了時及び高等学校の途中において必ず行うものとする。**

作成・更新・検証のため、各生徒のオペレーティンググループの専門家間ミーティングを、少なくとも各年度3回予定する。

*1 (訳注) *Profilo Dinamico Funzionale* (PDF) = 生徒の発達・成長にそって変化をスケッチし、内容を常に動的に積み重ねていくところから「機能の発達プロフィール」とも言える。本稿の「動態 - 機能プロフィール」という訳語は、「ハンディキャップ者の援助、社会的統合及び諸権利に関する基本法（法律104号）とイタリアの統合教育」（嶺井正也『福祉労働』66号）による。

PDF（動態 - 機能プロフィール）用ミーティング予定表

ミーティングは校長により発起され、全日程は書面にて、10月末までに生徒の家族へ通知される。

199...年 学校
学級

| 日時 | ミーティング会場 |
|----|----------|
| | |
| | |
| | |

199...年 学校
学級

| 日時 | ミーティング会場 |
|----|----------|
| | |
| | |
| | |

199...年 学校
学級

| 日時 | ミーティング会場 |
|----|----------|
| | |
| | |
| | |

199...年 学校
学級

| 日時 | ミーティング会場 |
|----|----------|
| | |
| | |
| | |

199...年 学校
学級

| 日時 | ミーティング会場 |
|----|----------|
| | |
| | |
| | |

個別教育計画（PEP）^{*1}

個別教育計画は、各生徒のために準備される作業について、基本的に毎年作成される。特に「横断目標」^{*2}に関して、学級の授業と連結した個別の学習指導のプログラムを含む。書類は学級協議会の監修により作成され、個人ファイルに保管、定期的評価の際に検証・更新される。

個別教育計画は学級の教育・学習指導の計画化案(programmazione educativa/didattica)の補完部であり、年度開始から2ヶ月以内に教員グループにより定義され、地域保健事業体の専門家、さらに地方公共団体から派遣の教育・介護分野の当該ケース担当員もこれに協力する。生徒の家族は重要なリソースであり積極的役割を担う。障害者団体の専門家の助言も教育事務所との間で締結した規約に従って予定される。編集は1人の教員により行われる。

個別教育計画の中の、調査データ及び提案作業の要約には、次の事項を定める。

- ・1年又は複数年で達成する教育指導・リハビリテーション・社会化における目標。
- ・学級のプログラムにも関連した、学習形態。学校の総合時間割とハンディキャップのある生徒の時間割。
- ・学校活動と学外活動の統合の形。
- ・作業の提案を構成する方法・素材・補助教材。
- ・規定されている作業・関係団体間の調整・動態 - 機能プロフィール(PDF)の検証及び(又は)再構成についての方法及び時間区分。
- ・学校・職場の交互コース、年少者プロジェクト、実験的行程、進路指導に向けた作業の準備。
- ・通学の交通手段、食堂、補助、必要な場合は補佐・付き添い・リハビリテーション、適切な施設の整備。

PEPに関し、各教育機関が同一の基準枠組みを採用するにあたっては、教育省令1983年第258号にあるその他の重要事項を参照のこと。

*1個別教育計画は、Piano Education Personalizzatoを略しPEPとあるが、他にPiano Educativo IndividualizzatoすなわちPEIとする場合もある。

*2（訳注） *obiettivi trasversali* = 教科の範囲を越えた共通の目標

統合教育のための職員

ハンディキャップのある生徒を担当するメンバーの**継続性及び協調性**は統合教育の基底であり、彼らは多様な団体・分野の**関係者の行動のベース**とななければならない。統合教育は、1人の専門の担当者に委任することはできず、すべての人が自ら個人的協力体勢をもって、統合を助ける。

教員

- ・**教科教員**＝専門の職員が不在の時も、学級のほかのすべての生徒と同様、ハンディキャップのある生徒を受け持つ国の教員（1人又は複数）。
- ・**支援教師**＝専門の資格をもつ国の教員で、比率規定によれば、基本的に、4人の**障害のある生徒につき1人の支援教師**の割合となる¹⁾が、特別な困難がある場合は**特例適用**が可能。教科担当の教員とともに、個別教育計画を策定・指導し、学級統合を助ける。

教育補助員

- ・教育的指導分野に関連する役割を担う。学校長の要請により、管轄の地方公共団体から配属される。

介護・コミュニケーション仲介

- ・身体的・知覚障害のある生徒及び自立性に重度の問題が（一時的なケースも含め）ある生徒の補佐及び自立性、コミュニケーションに関する役割を担う。学校長の要請により、管轄の地方公共団体から配属される。

学校協力員

- ・生徒個人の衛生面を含む物理的補助活動を行い、学校施設への出入り及び学校設備利用を助ける。

リハビリテーション（言語治療士、セラピスト、教育専門家）

- ・例外的に、又は、特定のプロジェクトに関する場合のみ、**地域保健事業体**から学校へ派遣される。

チューター

- ・18歳以上の若者で、**高等学校においてのみ**、特定のプロジェクトに従ってハンディキャップのある生徒を学校外の時間も含めて担当する。「良心的徴兵忌避者」又はこの分野に適性を有する者。生活指導面において助けとなり、学校外・余暇・職業世界に関する面で充実を図る。

1) 4人の生徒につき1人の支援教師という平均比率は、1997年法律第449号にて廃止された。

保育所・幼稚園

法律では、ハンディキャップのある人間に、その誕生のときから、保育所へ入る権利を認め、幼稚園、あらゆる等級の教育機関の共通学級及び大学において教育及び学習指導を受ける権利を保障している。学校へ通学することができない未成年のハンディキャップ者にも、病院及び小児科病棟における国立小学校の分室の設置を介して教育が保障されている。

かかる権利を行使するための根本的な必要条件は、**未成年者を障害者として判定させることに対する家族の意思である**。かかる判定は、**機能診断**（書式DF）をもとに地域保健事業体の担当部署から発行される所定の証明書、又は、民間の専門家発行の証明書を地域保健事業体が有効化して行われる。

学校の選択は期限内に行われる必要がある（年度ごとに定められる期限は、各団体により異なる場合があるので確認すること）、登録申請は、国立校の場合は校長室へ、市町村立校の場合は市町村役場又は地区出張所、私立校の場合は運営団体へ、**両親により提出されるものとする**。

重要なのは、ハンディキャップをもつ生徒の統合教育の過程における教育の継続性である。つまり、初回登録申請も、等級の異なる学校間の進学の際も、時間内に準備することが基本となる。それは、新たな環境を知り、かつ、家族（後見人）と、ハンディキャップのある生徒を担当する学校関係者、社会・医療・福祉事業者とが知り合う時間をもつことである。1988年1月4日教育省通達第1号を参照。

幼稚園への入学登録には、機能診断（DF）に添付書類I（家庭環境における生徒の傾向に関する情報）を添える必要がある。個人データ（出生証明書、予防接種証明、家族構成証明など）は居住地の市町村役場から学校へ送付されるが、法律により規定される場合と形式においては、両親は自己証明を行うこともできる。

| | |
|--|--------------------------|
| 証明書 神経精神科医 心理学者 主治医 | 氏名 電話番号 住所 |
| 学校選択相談先 | 氏名 電話番号 住所 |
| 決定校 国立 <input type="checkbox"/> 市町村立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> | 学校名 住所 担当者 電話番号 |
| | 学校登録の締切日 |
| 申請提出日 | |

小学校

1. ハンディキャップのある生徒は、新規の登録又は幼稚園からの直接移行として、小学校へ入る。どちらの場合も、**家族又は後見人が学校を検討の上、指定期限までに生徒の登録を行わなければならない。**
2. 新規の登録に際しては、両親は「機能診断（書式DF）」及び「家庭環境における生徒の傾向に関する情報（書式AA）」の入手を早急に手配し、年度ごとに決定される期限までに、**選択校の校長室へ登録申請を提出する。**
3. 生徒が幼稚園からの進学する場合、両親は、当該幼稚園が書式DF及びAAを小学校校長室へ送ることを許可し、「家庭環境における生徒の傾向に関する情報」の改訂版（書式AA）及び新規の「機能診断」（書式DF）を当該小学校へ**提出しなければならない。**

新規登録のケース及び幼稚園からの進学のいずれの場合も、**予防接種証明の直接送付を市町村が手配しない場合は、当該証明を提出する必要がある。**

忘れてならないのは、**学校校長室との直接かつ時宜を得た連絡は、家族又は後見人が新しい環境を知り、ハンディキャップのある生徒を担当する様々な関係者との協力関係を促進することになるということである。**

上述の点について有用な情報は、**1988年1月4日教育省通達第1号**に記載されている。

| | |
|--|--------------------------|
| 証明書 神経精神科医 心理学者 主治医 | 氏名 電話番号 住所 |
| 幼稚園からの発送日 | 日付 |
| 学校選択相談先 | 氏名 電話番号 住所 |
| 決定校 国立 <input type="checkbox"/> 市町村立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> | 学校名 住所 担当者 電話番号 |
| | 学校登録の締切日 |
| 申請提出日 | |

中学校

在籍小学校の校長室は、家族又は後見人の許可のもと、すでにハンディキャップがあると認定されている小学生の書式DF（機能診断）及び書式AA（家庭環境における生徒の傾向に関する情報）を選択した中学校へ送付する。

新規の登録、つまり、ハンディキャップがあると新規に判定された生徒の場合は、家族が、地域保健事業体へ機能診断（書式DF）の証明を要請、そして、当該書類及び家庭環境における生徒の傾向に関する情報（書式AA）を選択中学校へ提出するものとする。

登録申請は、教育省の規定が毎年決定する期限内に、家族又は後見人の責任において提出されなければならない。

かかる移行のプロセスを容易にするため、1988年1月4日教育省通達第1号により次のような手順が示されている。

- ・登録直後の時期に、（出身校と受入れ校それぞれの）学校長、在籍学級の教員、担当の支援教師、両親及び福祉医療担当者とのミーティングを開き、新たな環境の初回検討及び統合教育に関わる問題点があればその初回評価を行う。
- ・この時期及び初期の学級協議会において、新規の個別教育計画(PEP)のプログラム編成のため、出身校の支援教師が助言役として参加する。
- ・事前の許可の上、学年の初期の数ヶ月に限り、新たな学校での教育活動へ出身校の支援教師が共同参加する。
- ・その他、実際の学校状況及びそれに関連したロジスティック・組織上の具体的問題に応じて、合同の新規企画を組む。

| | |
|--|--------------------------|
| 証明書 神経精神科医 心理学者 主治医 | 氏名 電話番号 住所 |
| 小学校からの発送日 | 日付 |
| 学校選択相談先 | 氏名 電話番号 住所 |
| 決定校 国立 <input type="checkbox"/> 市町村立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> | 学校名 住所 担当者 電話番号 |
| | 学校登録の締切日 |
| 申請提出日 | |

高等学校

新規にハンディキャップの認定を受けた場合は、教育省規定により毎年決定される期限内に、登録する高等学校の事務所へ書式DF（機能診断）及び書式AA（家庭環境における生徒の傾向に関する情報）を提出する。

すでにハンディキャップの認定を受けている場合は、両親の許可のもと、中学校の校長は、事前に管轄地域保健事業体の監修を受けた上で、書式DF及びAAを選択高校へ送付する。高等学校の校長は、必要な場合は新たな証明書の提出を家族に求めることができる。

実験室活動のある学校（技術専門校、職業専門校、美術校）への通学の適性証明は、生徒の安全に関してのみ要請するものとし、管轄の地域保健事業体の心理学者又は専門医により発行、若しくは民間の医師が発行した証明書に地域保健事業体所属の医師が書類有効化を行って作成する。

1988年1月4日教育省通達第1号は、可能なかぎり、高等学校においても適用される。

大学においては…、教授会議又は学部・学科会議との事前の合意の上、補助及び補助者の利用が許可される。1992年6月18日教育省通達第199号及び1992年12月19日教育省告示を参照。

補助・サービスの主要管轄機関

| サービス活動の種類 | 主要管轄機関 | 利用条件 |
|-----------|--------------|--|
| 個別送迎 | 市町村自治体 | 公共の交通機関の利用が不可能なハンディキャップのある人 |
| 補装具 | 地域保健事業体 | |
| バリアフリー対策 | 市町村及び県 | |
| 個人補助のサービス | 市町村又は地域保健事業体 | 技術・コンピュータ・補装具その他の形態による補助では克服不可能な重度の制約がある場合。ろうあ者通訳及びコミュニケーション仲介サービスを含む。 |

| | |
|--|--------------------------|
| 証明書 神経精神科医 心理学者 主治医 | 氏名 電話番号 住所 |
| 前期中等学校（中学）からの発送 日 | 日付 |
| 学校選択相談先 | 氏名 電話番号 住所 |
| 決定校 国立 <input type="checkbox"/> 市町村立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> | 学校名 住所 担当者 電話番号 |
| | 学校登録の締切日 |
| 申請提出日 | |

障害のある生徒の評価

義務教育学校においては、試験は教授した内容に対応し、生徒の潜在能力及びスタート時の学習レベルに関しての進歩を評価するのに適切なものでなければならない。卒業証書及び試験終了時に発行する証明書には、ハンディキャップのある生徒の受験した特別試験については記載をしない。かかる試験は、補助機器を利用して行うことができる。

高等学校においては、教育省の学習プログラムに規定する目標（又はそれに相当する目標）に一致する素養レベルに達しているときは、ハンディキャップのある生徒は、ほかの生徒の評価基準に従い評価される。これは、専門学校卒業資格試験や高校卒業資格試験についても同様である。個別教育計画(PEP)が、教育省の学習プログラムに相応しない教育・訓練目標をもち特殊化されている場合は、個別教育計画の展開のみに関して採点され、個別教育計画の目標達成のための教育継続という目的にのみ有効な法的価値をもって、学習成果が評価されることになる。かかる生徒は、その結果、次の学年へ進級するか、又は留年が決定される。このような生徒には、成績表の下部に、特定の記載が添えられる。学級協議会が特殊化した評価基準方法を採用しようとするときは、正式な不同意を表明する期限を決定して家族へただちに通知するものとし、かかる不同意の表明が家族からされない場合は、提案した評価方式に同意したものとみなされる。拒否が表明されたときは、生徒にハンディキャップがあるとはみなされず、ほかの生徒の評価基準をもって評価されるものとする。精神的障害のある生徒が試験を受けるには、履修した学習課程の教育・訓練目標に相応するレベルに達していなければならない。ハンディキャップのある生徒には、教育省の提案する試験に等価の試験を、教育補助機器使用の上、筆記・描画試験の時間を延長し、自立性及びコミュニケーション担当の補助員の立会いのもとで行うことができる。いずれの場合も、かかる試験は、受験者が高校卒業証書発行に妥当な文化的・職業的素養を獲得していることを認めるものでなければならない。

特殊化方式で（つまり個別教育計画に応じた）成績評価を受けてきた生徒は、個人の学習指導行程に沿って特殊化した試験を行う形で、職業資格試験・美術教師資格試験を受験し、達成能力及び適性の証明を得ることができる。かかる証明は、教育委員会と州の間の協定分野の職業訓練課程受講において「教育クレジット」として使用可能となる。留年の場合、学級協議会は個別教育計画の指導目標をさらに減らさなければならない。いずれの場合も、ハンディキャップのある生徒には3回の留年が許容される。

職場での便宜的措置

ハンディキャップのある人又はその介護をする者の職場での便宜的措置の一覧表

| 権利者 | 措置 | 条件 |
|---|---|--------------------------|
| 就労者である親、 養父母の場合も含む | ハンディキャップのある子供 が満3歳になるまで、任意の 休職 | 重度のハンディキャップ証 明 |
| 後見人 | ハンディキャップのある子供 が満3歳になるまで、任意の 休職 | 特別施設にフルタイムで入 所していない子供 |
| 就労者である親、 養父母の場合も含む | 任意の休職期間の代わりに、 子供が満3歳になるまで、1日 2時間の有給休暇 | 重度のハンディキャップ証 明 |
| 後見人 | 任意の休職期間の代わりに、 子供が満3歳になるまで、1日 2時間の有給休暇 | 特別施設にフルタイムで入 所していない子供 |
| 就労者である母親又は父親 養父母の場合も含む | 月3日の休暇、一括消化も可 能 | 重度のハンディキャップ証 明 |
| 重度のハンディキャップ者 と同居する、3親等以内の血 族又は姻族 | 月3日の休暇、一括消化も可 能 | 3歳より上の子供 |
| 障害のある成年就労者 | 月3日の休暇 | 障害の重度 |
| 重度のハンディキャップ者 の両親又は後見人、若しく は同居する3親等以内の血族 又は姻族 | 自宅に近い場所への勤務 | 重度のハンディキャップ証 明 |
| 重度のハンディキャップ者 の後見人 | 自宅に近い場所への勤務 | 重度のハンディキャップ証 明 |
| 就労者である重度のハンデ ィキャップ者 | 自宅に近い場所への勤務 | 重度のハンディキャップ証 明 |

進路指導とプロジェクト

進路指導は、学校及び地域保健事業体により、教員及び専門家（心理学者、神経精神科医、社会福祉士、教育士、セラピストなど）をつうじて行われる。

かかる進路指導活動は、すべての段階において、生徒の希望及び興味並びに機能レベル及び能力分野を考慮し、機能診断及び動態 - 機能プロフィールと関連づけ、個別教育計画の一部として行われなければならない。進路指導活動には、生徒の家族がより意識的な選択を行うことができるよう、学校・地域保健事業体・家族間の協力を必然的に伴う。

UESプロジェクト（実験教育ユニット）は、重度のハンディキャップのある生徒とともに学校環境で展開される、補助密度の高い経験を指す。

かかるプロジェクトは、重度のハンディキャップのある生徒の特殊なニーズに応えると同時に、利用可能な資源をより柔軟に活用して学校の集団全体にもプラスとなるような、新たな編成組織モデルの機能性を検証する。

S. eF. Iプロジェクト（学校・職業訓練の統合）は、学校 - 職業訓練 - 地域の間に統合されたプログラムの編成の実現を目指し、中・重度のハンディキャップのある生徒について採用される。高等学校の2年課程に在籍し、単純化されたプログラムを履修している生徒又は進路指導・職業訓練課程へ進む生徒に向けられている。

S. E. I.プロジェクト（学校の統合経験）は、学校と地域間の統合経験を実現するもので、学校に在籍する重度のハンディキャップのある生徒がいる場合に採用される。

職業訓練実習プロジェクトは、県内の高等学校の2年課程の少なくとも1年を終了した軽・中度の精神的ハンディキャップのある生徒のためのもので、労働市場で有用となる職業能力資格の取得のために個別化されたプログラム編成に沿う。

県のハンディキャップ協調に参加する協会・団体

(障害者市民社会権利推進全国協会内－ANIEP)

聴覚障害児父母の会 - AGFA

via L. Bassi 13 - 40137 Bologna - Tel. 341886

イタリアけいれん患者支援協会 - AIAS (Ass. Italiana Assistenza Spastici)

Via Ferrara 32 - 40139 Bologna - Tel. 454727

イタリアてんかん協会 - AICE (Ass. Italiana Contro l' Epilessia)

Via S. Caterina 29 - 40124 Bologna - Tel. 333751

イタリア知能障害児及び知能障害者家族協会 - ANFFAS (Ass. Naz. Famiglie Fanciulli e Adulti Subnormali)

Via Rasi 14 - 40127 Bologna - Tel. 244595

イタリア障害者人権促進擁護協会 - ANIEP (Ass. Naz. promozione e difesa dei diritti sociali degli handicappati)

Via de' Coltelli 7/d - 40124 Bologna - Tel. 237752

脳障害家族会 - FaCe (Famiglie Cerebrolesi)

Piazza Giovanni XXIII - 40133 Bologna - Tel. 6195142

イタリア盲人協会 - UIC (Unione Italiana Ciechi)

Via dell' Oro 3 - 40124 Bologna - Tel. 580102

イタリア筋ジストロフィー協会 - UILDM (Unione Italiana lotta alla Distrofia Muscolare)

Via S. Leonardo 28 - 40125 Bologna - Tel. 266013

エミリアダウン症候群社会問題センター - CEPS (Centro Emiliano Problemi Sociali Trisomia 21)

Via Colombarola 46 - 40128 Bologna - Tel. 322041

イタリア精神身体障害者協会 - ANMIC (Ass. Naz. Mutilati Invalidi Civili)

Via Riva di Reno 77 - 40121 Bologna - Tel. 260997

その他の協会・団体

イタリア戦傷盲人協会 - AICG (Ass. Italiana Ciechi di Guerra)

Via S. Carlo 46 - 40121 Bologna - Tel. 249813

イタリア難読症協会 - AID (Ass. Italiana Dislessia)

Via Arienti 8 - 40124 Bologna - Tel. 237744

イタリア多発性硬化症協会 - AISM (Ass. Italiana Sclerosi Multipla)

Via Andreini 31 a/b - 40127 Bologna - Tel. 6330236

イタリア強直性脊椎炎協会 - AISPA

Via Marconi 65 - 40122 Bologna

社会的疎外者社会統合協会 - ALISE (Associazione Libero Inserimento Socializzazione Emarginati)

Via Sauro 36 - 40121 Bologna - Tel. 235811

イタリア血液透析者協会 - ANED (Ass. Nazionale Emodializzati)

Via Mirasole 23 - 40124 Bologna - Tel. 331739

イタリア障害者協会 - ANIC (Ass. Naz. Invalidi Civili)

Via M. L. King 53/a - 40132 Bologna - Tel. 404077

イタリア労災障害者協会 - ANMIL (Ass. Naz. Mutilati Invalidi del Lavoro)

L. go Caduti del Lavoro 6 - 40124 Bologna - Tel. 521104

障害者と脊髄性小児麻痺協会 - ARICEP (Ass. Regionale Provinciale Invalidi Civili e Poliometitici)

Via dell' Arca 14 - 40129 Bologna - Tel. 368725

セリアック病児家族協会 - Associazione Famiglie Bambini Celiaci

Via Masia 21 - 40138 Bologna - Tel. 391980

乳児脊髄性筋萎縮症研究協会 - Associazione Studio Atrofie Muscolari spinali Infantili

Via Pupilli 1 - 40136 Bologna - Tel. 332525

チェントロ21ダウン症患者自立協会 - Centro 21

Via Conti 22/A - 40068 Idice San Lazzaro (BO)

イタリアろうあ者協会 - ENS (Ente Naz. Sordomuti)

Via di Corticella 19 - 40128 Bologna - Tel. 361736

小児神経医学家族会 - FANEP (Famiglie Neurologia Pediatrica)

Gozzadiniクリニック内 - Via Massarenti 11 - 40138 Bologna - Tel. 304839

キリスト教盲人運動 - MAC (Movimento Apostolico Ciechi)

Via Calzolari 31 - 40128 Bologna

イタリア障害者連合 - Unione Italiana Handicappati

Via Saffi 51 - 40131 Bologna - Tel. 521037

イタリア咽喉障害者連合 - UIMdV (Unione Italiana Mutilati della Voce)

Via L. Serra 1/3 - 40129 Bologna - Tel. 357952

イタリア労働障害者連合 - UNMS (Unione Naz. Mutilati per Servizio)

Galleria del Toro 3 - 40121 Bologna - Tel. 230155

編集・イラスト=Giovanni Battista Pesce 印刷=ボローニャ市Grafiche A&B 1997年11月4日